

平成 28 年 6 月

全 国 知 事 会 御 中

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農林中央金庫

地方税の電子納付の推進等について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、平成 26 年 6 月に公表された「『日本再興戦略』改訂 2014 - 未来への挑戦 -」や諸外国の動向、IT 技術を活用した新たな決済サービスの普及など昨今の動向等を踏まえて、決済インフラの高度化、ひいては経済の活性化と国民生活の向上を図るため、金融機関の振込の中核システムである「全銀システム」の 24 時間 365 日稼動の実現などにより、世界最先端の決済サービスを提供することを目指し、現在、検討を進めています。

また、平成 27 年 12 月に公表された金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告等を踏まえ、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、決済インフラの更なる高度化に向けた検討を行っております。

一方、平成 27 年 12 月に全部変更の閣議決定が行われた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、ICT 等の利活用による地域の活性化が施策として挙げられ、平成 27 年 6 月に策定された「地方創生 IT 利活用促進プラン」を着実に実行することで、地域における ICT の定着を目指すとされております。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)にもとづき、平成 29 年 1 月からの利用が予定されている「情報提供等記録開示システム」(以下「マイナポータル」という。)については、平成 27 年 6 月に取りまとめられた「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」において、「マイナポータルにおいて、税・年金等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスを提供する。」ことが盛り込まれてお

ります。

さらに、政府 CIO が主査を務める「国・地方 IT 化・BPR 推進チーム」が平成 27 年 6 月に取りまとめた第一次報告書においては、「自治体クラウド推進・自治体の業務改革」を課題の 1 つに挙げ、自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村数を増加させることなどを目標として掲げております。

現在、検討が行われている ICT 等の利活用による地域の活性化やマイナポータルを利用したワンストップ型サービスの提供等は、決済インフラの高度化を通じた経済の活性化と国民生活の向上を図る金融界の取組みと、軌を一にするものであり、各地方公共団体において現行の業務や手続きを抜本的に見直し、電子納付の導入を含めた電子自治体の一層の推進を図る絶好の機会であると考えております。

こうしたことから、金融界は、今般、総務省に対して電子納付推進等のために望ましい施策等について、別添の要望書を提出いたしました。

つきましては、金融界のこうした活動の趣旨をご理解いただき、特に下記の事項について、貴会から各地方公共団体に周知いただくとともに、効果的な施策についてご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申しあげます。

また、地方税等の金融機関窓口での収納や地方公共団体が行う振込等の手数料につきましては、各金融機関における収支相償の原則の観点から、各当事者間の個別の協議により、早期に適正化が図られる必要があると考えております。

この問題に対する各地方公共団体の理解促進につきましても、格別のご高配を賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 電子申告と合わせた電子納付（ペイジー）の実施

地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）を経由した地方税の電子申告については、平成 25 年 11 月に、全地方公共団体において eLTAX による給与支払報告書等の電子申告が可能となったものの、これに対し、電子申告と合わせた電子納付が行える地方公共団体は、平成 28 年 4 月末現在で僅か 22 団体（12 都府県、10 市町）に止まっている。納税者の利便性向上の観点からは、地方税の電子申告と合わせて電子納付が行えるようにすることが必要と考える。

地方において、平成 27 年度中に「地方版総合戦略」を策定することとなつてあるが、地方創生の重要な要素の 1 つである地方公共団体業務の効率化の観点からは、各地方公共団体において将来的な電子自治体の姿を見据え、現行の行政手続きについて可能な限り電子化・ペーパーレス化の推進が図られ

ることが望ましい。

このため、各地方公共団体が eLTAX 経由の地方税の電子申告に合わせた電子納付を可能とする対応に加え、賦課課税方式の地方税についても、マルチペイメントネットワークシステムとの接続等について、検討を進めていただくようご配慮願いたい。

2. 納付書の規格・様式の標準化

収納事務の効率化や電子納付を推進するためには、賦課税納付書（以下「納付書」という。）を標準化する必要がある。地方公金の納付書の規格・様式については、既に民間金融機関において「マルチペイメントネットワーク（MPN）標準帳票ガイドライン」により規格・様式を定め、金融機関、コンビニエンスストア等において共通に使用されているため、納付書の規格・様式も本標準帳票に準じたものとすることが合理的と考える。

本件については、平成 18 年 4 月に総務省から納付書様式の統一に関する留意通達が出状されているが、納付書様式の統一に際しては、各地方公共団体において収納等に係るシステムの改修が必要となるため、システム更改のタイミングに合わせて納付書様式の統一の対応を進めていただくよう貴会からも周知をお願いしたい。

また、自治体クラウドを活用した基幹システムの共同化（帳票類の統一化を含む）を計画している地方公共団体においては、MPN 標準帳票の導入（すなわち納付書の規格・様式の変更）も比較的行いやすいと考えられることから、各地方公共団体がこうした取組みに合わせて納付書様式の統一化を進めやすくするための効果的な支援策についても、検討いただくようご配慮願いたい。

以上